

平成 30 年 2 月 5 日

適格消費者団体の認定について

—17 団体目の適格消費者団体を認定しました—

平成 30 年 2 月 5 日、消費者契約法の規定に基づき、「特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会」を適格消費者団体として新たに認定しました。今後、この適格消費者団体は消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律及び食品表示法の規定による差止請求権を行使することが可能となります。

<新たに認定した団体の概要>

団体名 特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会
(法人番号 7070005005295)

理事長 湯木 智子

住 所 群馬県桐生市相生町三丁目 120 番地 6

差止請求関係業務を行う事務所の所在地 群馬県桐生市相生町三丁目 120 番地 6

申請日 平成 29 年 11 月 7 日

目 的 この法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済のための活動、多重債務者の生活再建の支援に関する活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行い、もって消費者の被害根絶、権利擁護及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。(定款第 3 条)

活動実績 家庭教師派遣業者に対する特定継続的役務の提供開始後の違約金条項、探偵業者に対する優良誤認表示並びに弁護士法人に対する優良誤認表示及び免責条項に関する申入れ 等

認定をした日 平成 30 年 2 月 5 日
(認定の有効期間は、平成 36 年 2 月 4 日まで)

以上

本件に関する問合せ先
消費者庁消費者制度課
TEL : 03(3507)8800 (代表)